

# 健康づくり支援薬局(仮称)※に関する 要件についての 前回までの主な御意見

※ 名称は別途検討。積極的に健康サポート機能を発揮する薬局の暫定的な略称として、以下「健康づくり支援薬局」を用いる。

厚生労働省医薬食品局総務課

# 1 かかりつけ薬剤師・薬局の基本的機能

## (1) 服薬情報を一元的に管理する機能

＜前回までの主なご意見＞

- 薬局に多くの医薬品があっても、適切に医薬品を扱える人、相談できる人がいなければ機能しないため、かかりつけ薬剤師は非常に重要。ただし、薬局としてきちんと医薬品を一元的に管理できるような体制がなければいけない。
- 薬剤師は患者の使用している医薬品、また、一般用医薬品を含めて全てをきちんと管理しないと一元的な管理ということとはできない。かかりつけ医と連携をとりながら、お互いにきちんと服薬情報を確認しながら一緒に仕事をしていくことが求められる。
- 多くの患者さんにとって服薬情報の一元管理がされていない段階では、かかりつけ医とかかりつけ薬剤師がそれぞれ一元管理に努めていただくと良いのではないか。
- かかりつけ医とかかりつけ薬局の情報の連携がとれれば何ら問題はない。「こういう患者さんが来て、このような指導をしましたよ」ということがかかりつけ薬局からかかりつけ医に、また、かかりつけ医からかかりつけ薬局に連携ができれば、それが一番良い方法ではないか。
- 服薬情報の一元的管理の機能を果たすためには患者側の薬局薬剤師の役割の理解を深めることが不可欠。

## 1－(2) 24時間対応、在宅対応を行える機能

＜前回までの主なご意見＞

### 1. 全般的な意見

- 機能として24時間体制、在宅対応を複数態勢でしっかりやることを目指す地域と、24時間体制は限定的な部分もあるかもしれないが、1人の医師と1人の薬剤師が一元管理をする、あるいは1人の薬剤師が多くの診療所の薬を一元管理するような地域があってもよく、地域ごとに事情が違うのではないか。

### 2. 24時間対応

- かかりつけ薬局・かかりつけ薬剤師としては、その人が健康状態から虚弱になり、最期までの24時間対応も含めた対応が必要ではないか。
- 重要なのは、安心して患者さんが相談できること。「自分のことをきちんとわかっている。患者さんもそこにいる薬剤師の顔がよくわかる」ということが基本なのではないか。
- 開局時間以外にどう対応するかというのは非常に重要。電話で必ず連絡がつく、その上で必要なときには必要な対応ができる体制が求められる。
- かかりつけ医がやっている程度の対応、例えば困ったときとかなどに、せめて電話でも答えられるような対応が求められるのではないか。

### 3. 在宅対応

- かかりつけ薬局と薬剤師には、ぜひ、在宅医療に対応してほしい。
- 在宅において、飲んでいるかどうか、飲めたかどうか、効いたかどうか、副作用が出ていないかどうかということを、主治医の先生と連携しながら生活の中で見られるような機能を果たすのがかかりつけ薬剤師ではないか。
- 在宅対応を行える機能を持つ薬局の薬剤師に、かかりつけ薬剤師になってほしい。
- 在宅対応を行える機能を持った薬局を探す方法について一般的に知られていない。
- 在宅のかかりつけ医の話で考えると、在宅支援診療所は24時間対応が必ずそこへ駆けつけることができるという対応となっており、それが困難なために広がらない。本当に地域でかかりつけ薬局の面を広げるとするならば、その点にどのくらいの制限を持っていかなければいけないのか懸念する。

## 1－(3) かかりつけ医を始めとした医療機関との連携機能

### ＜前回までの主なご意見＞

- 薬剤師は患者の使用している医薬品、また、一般用医薬品を含めて全てをきちんと管理しないと一元的な管理ということとはできない。かかりつけ医と連携をとりながら、お互いにきちんと服薬情報を確認しながら一緒に仕事をしていくことが求められる(再掲)。
- かかりつけ医とかかりつけ薬局の情報の連携がとれれば何ら問題はない。「こういう患者さんが来て、このような指導をしましたよ」ということがかかりつけ薬局からかかりつけ医に、また、かかりつけ医からかかりつけ薬局に連携ができれば、それが一番良い方法ではないか(再掲)。
- 何をもって「連携している」と判断し、患者側にどのように知らせるのか具体的な検討が必要。薬局とかかりつけ医が顔の見える関係、横並びの立場で(薬剤師が医師への遠慮を露骨に患者に見せることのない)意見交換している関係づくりがないと本当の意味で連携しているとは言えない。
- かかりつけ医とかかりつけ薬局または薬剤師との連携ができるのも、どういう形でPRしていくのか。市民がいつでもわかるようなスタイルになるのか、その辺、御議論をお願いしたい。

## 2 積極的な健康サポート機能

### (1) 地域における連携体制の構築

＜前回までの主なご意見＞

#### 1. 薬剤師以外の多職種や関係機関との連携

- OTCを販売する時にも服薬指導をきちんとする、受診勧奨の際には紹介状を書く等している。
- 住民にとって健康相談の窓口が広がることはよいことだが、何を相談できるのかが曖昧になるのは住民にとってマイナスではないか。薬局・薬剤師は薬の専門家であり、その機能がまずあってこそ健康づくり支援薬局ではないか。生活習慣全般について何でも広く相談を受けるということであれば、関係機関との連携の仕組みをどうするのかを含めて機能・役割分担を整理する必要があるのではないか。
- 連携体制を構築するに当たって、地域ごとに医療や介護や予防の資源が違うので、ぜひ自分のところの地域でどういう予防資源があるかということ、連携体制の構築とともにサービスを理解していただけたらいい。  
具体的には、「地元の自治体がどういう総合事業のメニューを行っていて、ここへ行ったら運動ができる」とか、要介護でなくても、要支援でなくても、「ここに行ったら予防の運動ができる」とか、「ここに行ったらサロンみたいなものがあるってコミュニケーションがとれる」とか、あるいは「口腔ケアに熱心な歯医者さんがどこにいらっしゃる」とか、地域のサービスとリンクした形で人とのつながりを持っていただけるとありがたい。

#### 2. 地域における健康増進のための各種事業への参加

- 薬剤師は健康づくり支援薬局にとどまらず、地域の中に出て行ってほしい。
- 認知症患者さんはお薬のこととか非常に皆さん悩んでいるし、介護職の方だってさまざまなお薬のことに絡んでいるから、認知症カフェとかオレンジカフェとかケアラズカフェとか、どんどん参加していくことがこの事業を知らせていく際には非常に大きい。

## 2-1(2) 薬剤師の資質

### <前回までの主なご意見>

- 薬剤師の教育について新しいコアカリキュラムでは、薬剤師として求められる重要な資質として、生涯研修するということの重要性が大きく取り上げられている。
- 薬剤師の資質は特に重要。1つ目は、健康づくりを支援する薬剤師としての心構えというかあり方というものをまず学ぶ必要がある。2つ目としては、顧客からニーズを引き出すためのコミュニケーションスキルが必要になる。例えば、「何故その患者さんが相談に来たのか」というニーズの把握を含めてのコミュニケーションスキルが必要になってくる。それから、3つ目としては、地域住民が健康的な日常生活を送るための疾病の予防であるとか、さまざまな知識について必要になる。
- 健康づくり支援薬局(仮称)になるべき薬剤師が学ぶべきことというものがあるので、そういう一般目標なり何なりを設定して学ぶというのが1つ。今までの研修で例えば厚労省がやっている研修を含めて、活用できるのであれば、そういうものも使いながらやっていくというのも1つではないか。ただ、この薬剤師になるために先ほど言ったような何が必要なのか整理するのがまず最初ではないかと思っている。そういう一定の研修を受けたことを認めるというか、研修を修了するということは必須になってくる。
- 地域によって医療や介護や予防の資源が違うので、自分の地域でどういう予防資源があるかを、連携体制の構築とともに理解していただけると良い。
- 薬と健康と、薬と予防という概念、OTCと健康概念とか、そういったある意味の専門性のある研修をぜひ入れていただきたい。

## 2-（3） 薬局の設備

＜前回までの主なご意見＞

- 例えば診療所とか病院だと診察室、中待ちがあったり、待合いですけれども、音が漏れるのをすごく嫌う患者さんが多くなっていて、必ずドアを閉める。閉めて、少なくとも相談している方は周りにいらっしゃる方に音が漏れない、聞こえないように、何の相談をしているかわからないとか、そのくらい配慮しているので、これをうたうという以上は相当な覚悟が必要なのではないか。
- 薬局では、個室だと患者さんもまだ抵抗がある。重要なのは、声が聞こえない、相談しやすい、また、プライバシーに配慮した環境を作り、地域住民が安心して相談できる薬局を目指すことではないか。よって、「個人情報」だけではなく、「個人情報やプライバシーに配慮した相談スペースの確保」といったほうがよい。
- 現在、消音装置的な機械もそんなに高くない値段で販売されている。狭い店は、何をしゃべっているかわからないようにする消音装置をカウンターのところにつける。

## 2-（4） 薬局における表示

＜前回までの主なご意見＞

- 住民が健康づくり支援薬局の情報にアクセスできるように、しっかりと知らせるあり方を検討していく必要があるのではないか。
- 外から見て、どういう相談ができるのか、どういう薬局がどういう機能を持っているのかというのは、住民から見ると薬局の外に表札なり表示があるというのはすごくわかりやすい。今回の健康づくり支援薬局（仮称）でも、外から見てわかるような何らかの表示があるといい。  
また、薬局の中にも表示があると、「この薬局はこういうことができるんだ」ということが、待っている間にも認識ができる状況を考えると、表示というのは重要なポイントになる。
- 受診する市民からの目線でも表示というのは非常に重要。どこへ行けばどういう形の相談が受けられるのか、どういう役割を担っているのかというのは極めて重要だから、ぜひ表示はつけていただきたい。

## 2-（5）医薬品の供給体制

### ＜前回までの主なご意見＞

- 薬剤師は医薬品情報をしっかり持ち、その情報の提供者として活躍すべき。
- OTCを販売していると、繰り返しOTCを買いに来ている患者に受診勧奨できるという利点もある。
- 気軽に入りやすい薬局としては、OTCが300品目ほどあると良い。棚が2つあるくらい。
- OTCを服用していても何の薬かわからず自己申告できない患者もいる。OTCの中には医師でも知らないような成分が含まれているものもある。副作用についても患者さんは知らない人が多い。ただOTCを売ればよいという訳ではなく、情報提供が重要。
- ある程度の品目数も重要なのですけれども、もっと重要なのは、地域のニーズに対応できるということ。一般用医薬品は大きく薬効で18に分類されている。例えば消化器官用薬であるとか、アレルギー薬であるとか、眼科用薬であるとか、そういう大きい分類が18ある。その下に中分類が約80あるので、何かあったときに対応できるということになると、大分類も中分類もそういう意味ではアイテムが1つでも2つでも、選択ということを考えると2つずつぐらい万遍なく在庫をするというのが大切になってくる。その上でどのくらいの品目があればいいのかということになる。一番は地域の住民に何かあったときに対応ができること。

## 2-（6）開局時間

### ＜前回までの主なご意見＞

- 開局時間に関しては平日仕事をしている社会人への配慮は必要。土日休日全て開局しなければならないということではなくて、例えばそのうち1日開局するなどして、その地域の実情を踏まえた対応が求められる。

## 2-(7) 健康相談・健康づくり支援

### <前回までの主なご意見>

#### 1. 健康に関する相談内容の記録の作成

- 一般的には医療ではカルテは最低5年、実際には10年以上の前の事案が問題になる事例がある。また、産業医におけるストレスチェックというものが今回始まるが、このストレスチェックも最低限5年保存が義務づけられており、年限を明示されたほうがいいのではないか。
- 一元的管理ということを考えると、薬歴に書くことになると思う。特にかかりつけの患者さんということで、薬局ですと薬歴の保存期間が最終記入の日から3年間になっているので、それが1つの目安になる。
- あくまでも薬剤師さんには薬のプロであってほしいので、物売りになっては欲しくない。

#### 2. 健康づくり支援に関する具体的な取組の実施

- 健康づくり支援薬局の基準を決めるときには、生活者の視点においてどうあるべきかという、生活者にどのように認知されて機能するのかという観点が必要ではないか。
- さまざまな事業に関して行政から薬剤師会を通したり、医師会から薬剤師会を通して協力依頼が来たりということで、なかなか個々の薬局と行政が全部対応するのも難しいようなところもあり、医師会等にしても全ての薬局に連絡するのは現実的には難しいので、現状では薬剤師会が中心になってそういうことを受けたら会員に流すようにしている。

#### 3. 健康に関するポスター掲示、パンフレット配布

- 必要だと思う。薬局の外に向けてもそうだし、いろいろなところへのポスターの配布というのをお願いしたい。

## 2-(8) その他

### <前回までの主なご意見>

#### 1. 衛生材料等の取扱い

- 衛生材料はいいが、介護用品に関していうと、この知識を得るためにまた大変な努力が必要なので、ここまで要求する必要はないのではないか。
- 私の介護用品のイメージは、介護食であるとか、とろみ調整剤であるとか、在宅介護に必要な口に入るもののイメージ。その類いのものは多くはカタログ提供されているものなので、スペースの問題から言っても可能なのではないか。

#### 2. 一般用医薬品等に関するお薬手帳への記載

- OTCに関しても薬歴管理を行い、お薬手帳にも記載している。患者自身が自分の服薬状況について書き込めるようになれば良い。
- 要指導医薬品も一般用医薬品も記載をしている。全てではなくて、持ってこられない患者さんもいるが、書くというのが基本。要指導医薬品等について購入した日もきちんと書くべき。販売した日も書く。その上で何を販売したか、かつ、患者さんが使ったのであれば、いつ使いましたというのがわかると、その後の対応の参考になる。